

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

新旧対照条文 目次

◎ ◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第一条関係）

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（

平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）

改 正 後	現 行
<p>（拠出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 企業型年金加入者であつて、次に掲げる者（次号、第三十四条の二第二号イ及び第三十六条第四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千円</p> <p>イゝハ（略）</p> <p>二 企業型年金加入者であつて、他制度加入者であるもの 五万五千円から他制度掛金相当額（前号イからハまでに掲げる者）</p>	<p>（拠出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 企業型年金加入者であつて、次に掲げる者（次号並びに第三十六条第四号及び第五号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千円</p> <p>イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>ロ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）</p> <p>ハ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）</p> <p>二 企業型年金加入者であつて、他制度加入者であるもの 二万七千五百円</p>

とに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（他制度加入者が同号イからハまでに掲げる者のうち同時に二以上の者に該当する場合にあっては、それぞれについて算定した額の合計額）をいう。第三十四条の第二号イ及び第三十六条第四号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（個人型年金に係る規約に定めるその他の事項）

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 個人型年金加入者掛金の納付に関する事項（個人型年金加入者掛金の最低額に関する事項を含む。）

五～十 （略）

（個人型年金に係る規約に定めるその他の事項）

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項に規定する個人型年金規約策定委員会（以下「策定委員会」という。）に関する事項

二 法第六十条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約（同条第三項の規定による再委託に係る契約を含む。）に関する事項

三 法第六十一条第一項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる事務の委託を受けた者の名称、住所及びその行う業務並びに当該事務の委託に係る契約に関する事項

四 個人型年金加入者掛金の納付に関する事項

五 中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。第二十九条第四号及び第三十五条の第二項において同じ。）が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、中小事業主掛金の納付に関する事項

六 法第七十三条において準用する法第二十二条の規定による措置の内容

(法第六十二条第一項第二号の政令で定める者)

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であつて、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者

二 次のいずれかに該当する者

- イ 他制度加入者（企業型年金加入者でない者に限る。）であつて、その者に係る他制度掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

- ロ 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第三十六条第五号において「第二号厚生年金被保険者」という。）又は同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第三十六条第五号において「第三号厚生年金被保険者」という。）であつて、その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額が三万五千円を上回り、

七 法第七十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に関する事項

八 法第七十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

九 個人型年金の事業年度に関する事項

十 公告に関する事項

(法第六十二条第一項第二号の政令で定める者)

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であつて、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

かつ、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

(個人型年金加入者掛金の抛出の方法)

第三十五条 個人型年金加入者掛金の抛出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一 第三十六条第一号、第二号又は第六号に掲げる者 次に掲げるいずれかの方法

イ 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十八条の二、第十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)につき、十二月から翌年十一月までの十二月間(個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金抛出単位期間」という。)を単位として抛出する方法

ロ (略)

二 第三十六条第三号から第五号までに掲げる者 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金抛出単位

(個人型年金加入者掛金の抛出の方法)

第三十五条 個人型年金加入者掛金の抛出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一 第三十六条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者 次に掲げるいずれかの方法

イ 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十八条の二、第十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)につき、十二月から翌年十一月までの十二月間(個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金抛出単位期間」という。)を単位として抛出する方法

ロ 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金抛出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに抛出する方法

二 第三十六条第三号又は第四号に掲げる者 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金抛出単位期間

期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一～三 (略)

を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 法第六十九条に規定する第一号加入者及び第四号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円）

二 法第六十九条に規定する第二号加入者（次号から第五号までにおいて「第二号加入者」という。）であつて、次号から第五号までに掲げる者以外のもの 二万三千円

三 第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二万円（事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額）

四 第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。） 一万二千円（事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千円から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額を控除した額）

五 第二号加入者であつて、企業型年金加入者でないもの（他制

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの 二万円（他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金を加えた額）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

五 第二号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号

厚生年金被保険者であるもの 二万円（共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）が三万五千円を上回るときは二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

六（略）

第三十六条の二 第三十五条第一号ロに掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号から第五号までに定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間があ

度加入者である者に限る。）又は厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千円

六 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千元

第三十六条の二 第三十五条第一号ロに掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては

る場合にあつては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

2 第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号から第五号までに定める額を超えてはならない。

3 (略)

、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

2 第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を超えてはならない。

3 第一項の「拠出区分期間」とは、第三十五条第一号ロ又は第二号の区分した期間をいう。

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、な</p>

4 存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第二十一条、第二十一条第一項、第二十二條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十三條第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 おその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 (表略)

3 存続厚生年金基金については、改正前確定給付企業年金法施行令第一条第二項、第二条第二号から第四号まで、第七十三条（第七項及び第九項を除く。）、第七十四条の二から第八十八条まで、第八十八条の三、第九十三条及び附則第二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

4 存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第二十一条、第二十一条第一項、第二十二條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十三條第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條各号列記以外の部分	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法
その月		企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の

第十一条第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 企業型年	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 企業型年金加入者であつて	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十一条第	第十一条第 一号二	第十一条第 一号ハ	第十一条第 一号ロ	第十一条第 一号イ	第十一条第 一号	
二 企業型年	給付企業年金 事業主が実施 している確定	事業主が設立 している石炭 鉱業年金基金 に係る石炭鉱 業年金基金法	事業主が設立 している厚生 年金基金	加入者（事業 主が同法第十 四条第一項に 規定する学校 法人等である 場合に限る。	五万千円	次に掲げる者 号に定める額
二 企業型年金加入者であつて	確定給付企業年金	石炭鉱業年金基金法	存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）	加入者	五万五千円	次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。） 次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。） 計した額 算の基礎となる期間の各月 に応じて当該各号に定める額を合

		(略)	二 号
(略)	(略)	(略)	金加入者であつて前号イからニまでに掲げるもの 二万五千五百円
(略)	(略)	(略)	他制度加入者であるもの 五万五千円から他制度掛金相当額（前号イからニまでに掲げる者ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（他制度加入者が同号イからニまでに掲げる者のうち同時に二以上の者に該当する場合にあつては、それぞれについて算定した額の合計額）をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

		第二十一 条 第一項	二 号
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十	厚生年金保険法	法第五十三 条 第一項の規 定により厚 生年金基 金	金加入者であつて前号イからニまでに掲げるもの 二万五千五百円
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平	平成二十五年改正法附則第五 条 第一項の規 定によりな おその効 力を有する ものとされ た平成二 十五年改正 法第一條の 規定によ る改正前の 厚生年金保 険法（以下 「改正前厚 生年金保険 法」とい う。）	平成二十五年改正法附則第五 条 第三項の規 定により読 み替えて 適用する法 第五十三條 第一項の 規定により 存続厚生年 金基金	他制度加入者であるもの 二万七千五百円

(略)							
(略)							
(略)							

号 第二項第一	第二十二條 部分	第二十二條 第一項各号 列記以外の 部分	法 二項	同法第二條第 六條	同法第四十 六條	確定拠出年金 法第五十三條 第一項	同法第三十 條之三	八号)
法 厚生年金保險	厚生年金基金	存続厚生年金基金	法 二項	同法第二條第 六條	同法第四十 六條	確定拠出年金 法第五十三條 第一項	同法第三十 條之三	成二十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」とい う。）附則第五條第三項の規定 により読み替えて適用する確定 拠出年金法（平成十三年法律第 八十八号）
平成二十五年改正法附則第五條 第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五條 第三項の規定により読み替えて 適用する法	平成二十五年改正法附則第五條 第三項の規定により読み替えて 適用する法	確定拠出年金法第二條第二項	平成二十五年改正法附則第五條 第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた改正前 厚生年金保險法第四十六條	平成二十五年改正法附則第五條 第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた改正前 厚生年金保險法第四十六條	平成二十五年改正法附則第五條 第三項の定により読み替えて適 用する確定拠出年金法第五十三 條第一項	平成二十五年改正法附則第五條 第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた改正前 厚生年金保險法第三十條の三	

(略)								
(略)								

第二十二号								
法	法	法	法	法	法	法	法	法
厚生年金基金 法								
平成二十五年改正法附則第五 第三項の規定により読み替えて 適用する法								

5・6
(略)

(略)	(略)	
(略)	(略)	

八号) 第八八条第一項の規定により基金	同法	確定拠出年金法第八十八条第一項の規定により基金
十三年法律第八十八号) 第八八条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	年金基金

5 存続厚生年金基金について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、健康保険組合若しくは」とする。

6 存続厚生年金基金について確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、当該給付の額の算定の基礎としないこととされた加入者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号) 第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものと

<p>第十一条の 二第一項各 号列記以外 の部分</p>	<p>前条各号</p>	<p>7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金 法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律の施 行に伴う経過措置に関する政令 (平成二十六年政令第七十四号 以下「経過措置政令」という 。第三条第四項の規定により 読み替えられてなおその効力を 有するものとされた公的年金制 度の健全性及び信頼性の確保の ための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う関 係政令の整備等に関する政令（ 平成二十六年政令第七十三号。 以下「整備政令」という。）第 三条の規定による改正前の前条 各号</p>
--	-------------	---

<p>第十一条の 二第一項各 号列記以外 の部分</p>	<p>前条各号</p>	<p>7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金 法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。</p> <p>された公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に 関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による 改正前の確定給付企業年金法施行令第一条第二項の規定の適用に ついては、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないも のとする」とする。</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律の施 行に伴う経過措置に関する政令 (平成二十六年政令第七十四号 以下「経過措置政令」という。 。第二号及び次項において「経 過措置政令」という。）第三条 第四項の規定により読み替えら れてなおその効力を有するもの とされた公的年金制度の健全性 及び信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係政令の整 備等に関する政令（平成二十六 年政令第七十三号。第二号及び 次項において「整備政令」とい う。）第三条の規定による改正 前の前条各号</p>
--	-------------	--

		(略)	(略)
	第三十六号	(略)	(略)
	他制度加入者	(略)	(略)
相当額	(他制度掛金)	(略)	(略)
正前の第十一号第二号に規定す	他制度加入者(存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三号第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。)の加入員を含む。)	(略)	(略)
整備政令第三条の規定による改	(経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた)		

	第三十六号	第二十六号	第十一号の 二第一項第 二号及び第 二項
	他制度加入者	企業年金基金	前条各号
	他制度加入者(存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三号第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。)の加入員を含む。次号において同じ。)	企業年金基金及び企業年金基金	経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の前条各号
		企業年金基金	厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。第三十六号第四号において「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をい、解散した厚生年金基金を含む。以下同じ。)、企業年金基金)

(略)	
(略)	
(略)	る他制度掛金相当額
第二十八條	
第二項	企業年金基金
	厚生年金基金及び企業年金基金